

お客さま各位

2020年8月20日  
株式会社トマト銀行

## 公共債関連規定の改正について

平素はトマト銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当社の一般債の振替決済にかかる上位機関の商号変更に伴い、公共債に係る規定の上位機関の商号を「資産管理サービス信託銀行株式会社」から「株式会社日本カストディ銀行」に改正いたします。改正する規定および改正内容は以下のとおりです。

なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

### 記

#### 1. 改正日

2020年9月1日

#### 2. 改正する規定

- ・一般債振替決済口座管理規定

#### 3. 改正の内容

- ・「資産管理サービス信託銀行株式会社」を「株式会社日本カストディ銀行」へ変更

旧	新
<p>一般債振替決済口座管理規定 第1～9条 省略 (元利金の代理受領等) 第10条 振替決済口座に記載又は記録がされている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。)</p>	<p>一般債振替決済口座管理規定 第1～9条 変更なし (元利金の代理受領等) 第10条 振替決済口座に記載又は記録がされている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。)</p>

旧	新
<p>及び利金を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、<u>資産管理サービス信託銀行株式会社</u>（上位機関）が当社に代わってこれを受け取り、当社が<u>資産管理サービス信託銀行株式会社</u>（上位機関）からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。</p> <p>第11～13条 省略 （当社の連帯保証義務）</p> <p>第14条 機構又は<u>資産管理サービス信託銀行株式会社</u>（上位機関）が、振替法に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされています。</p> <p>① 一般債の振替手続きを行った際、機構又は<u>資産管理サービス信託銀行株式会社</u>（上位機関）において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金及び利金の支払いをする義務</p> <p>② その他、機構又は<u>資産管理サービス信託銀行株式会社</u>（上位機関）において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>第15～22条 省略 付 則 この規定は、平成18年10月1日から施行する。</p>	<p>及び利金を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、<u>株式会社日本カストディ銀行</u>（上位機関）が当社に代わってこれを受け取り、当社が<u>株式会社日本カストディ銀行</u>（上位機関）からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。</p> <p>第11～13条 変更なし （当社の連帯保証義務）</p> <p>第14条 機構又は<u>株式会社日本カストディ銀行</u>（上位機関）が、振替法に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされています。</p> <p>① 一般債の振替手続きを行った際、機構又は<u>株式会社日本カストディ銀行</u>（上位機関）において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金及び利金の支払いをする義務</p> <p>② その他、機構又は<u>株式会社日本カストディ銀行</u>（上位機関）において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>第15～22条 変更なし 付 則 この規定は、平成18年10月1日から施行する。</p>

旧	新
改正実施日 平成 20 年 2 月 5 日 平成 20 年 3 月 1 日 平成 22 年 4 月 1 日 平成 26 年 7 月 1 日 平成 28 年 3 月 22 日 2020 年 4 月 1 日	改正実施日 平成 20 年 2 月 5 日 平成 20 年 3 月 1 日 平成 22 年 4 月 1 日 平成 26 年 7 月 1 日 平成 28 年 3 月 22 日 2020 年 4 月 1 日 <u>2020 年 9 月 1 日</u>

下線部が変更箇所  
以上